

藤江の的射 ～御崎神社～

「藤江の的射(ふじえのまとい)」(昭和50年2月6日明石市指定)は、毎年1月中旬(昔は1月15日)に藤江の御崎神社で行われます。令和2年は、1月12日(日)に行われました。

藤江村に風水害を起こす悪霊を祓姿(かみしもすがた)の射手(いて)が村民を代表して的に矢を放ち、豊作豊漁を招く弓の民俗文化財です。二十一社の山王権現が弓矢で悪霊を退治したという伝説に基づいており、射手は古式に則り、21本の矢を射て悪霊を退治し幸福を招くものです。



○行事の概要

検分役は射手(大前1、弓立4)を伴い真冬の藤江の海岸で海水を浴び身を清めた後、御崎神社前で、大祭の無事を祈願します。御崎神社の拝殿から検分役に先導された射手(大前 おおまえ)が登場します。検分役は塩をまきながら先導し、大前は射る場所につくと、拝殿に向かって立ち、ゆっくりと膝を曲げ、つま先立ちで座ります。そして立ちあがり、後ろを向き、射る方向に向かって立ちます。再び膝を曲げ、つま先立ちで座り、立ちます。左足を前に出し、左手を服から出します。2本の矢を弓を持つ左手に持ちかえ、右手を腹に当て、身体を大きく前に出し、右方向に回します。2本の矢の1本を弦に付け、引き絞り射る所作をします。この一連の所作を3回繰り返し、矢を的の方向に射ます。その後もう一本の矢を射て、拝殿に戻ります。



次に、拝殿から先導役に続き、5人の紋付袴姿の子どもが出てきて的の方に向かいます。5人の子どもは放った矢を各々2本ずつ取ってきて、後で一本を持ち帰り、一本を神社に納める役割があります。拝殿から検分役を先頭に、大前、そして4人の弓立(ゆだち)が登場します。この後は、先に大前が一人で行った所作を5人の射手が同様にを行います。全ての矢を射終わった後、拝殿に戻ります。その後、観衆に御酒が振舞われ、5人の子どもが矢を持って拝殿に戻り、納めます。



○兵庫県的射の行事について

昭和46年11月神戸新聞社発行の『兵庫探検・民俗編』「マトとは」より

神社の境内に的を立て、弓を引いてその的を射る行事を「マト」の神事と呼んでいる。騎射と歩射に二大別できる。騎射というのは、文字通り馬に乗り、駆けながら的を射るもので、流鏝馬に代表されるように、武家社会の武術練磨を主眼として発達したもの。一方、歩射というのは、カチユミともいい、徒歩で的を射るもので、奉射とも書き、所によっては「オビシヤ」とか「魔当神事」「破魔」「百手祭り」などと呼んでいる。

流鏝馬が、武家社会から農村社会にまで浸透していった一種の「競技」であるのに対し、歩射はそれよりもずっと起源の古い、豊作祈願の「呪法」の一種で、前者が現在では主として秋祭りに行われるのに対し、後者は正月行事として行われている。・・・年頭に、豊作を祈願して行なう的射の行事の分布は広く全国的なものだが、県下だけに限ってみると、摂津、播磨の国境沿いと、淡路に濃密な分布を示している。たいていは神社の境内を的場に、頭渡しなどの神事の一つとして行なわれ、主として頭人が、祖先伝来の、あるいは近在の山から切ってきた竹で弓矢をつくり、精進潔斎した頭人または男児が射手となり的に撃つ形が基本型となっている。的は中央に「鬼」と書きその周囲に同心円を描いた円形のものが多く、・・・的に鬼と書くのは、別に県下だけではなく、これも全国的なもので・・・農作物の成長を阻害するあらゆる悪霊邪鬼を射伏し、追い払う意図を含んでいるのだろう。(右図は、『兵庫探検・民俗編』の文中にある「マト」の行事の分布で、・は当時80以上ある)



昭和46年11月発行の『兵庫探検・民俗編』には、「藤江の的射」のような「マト」の伝統行事は県下に80以上伝わっていましたが、現在ではかなり無くなっています。東播磨では、図にある射手7人が的を射る小野市下来住町の鍬溪神社(くわに)の的射の神事(まとしんじ)、神戸市では古式を厳格にとどめた北区淡河町の淡河八幡神社の御弓神事(おゆみしんじ 県指定 写真)、淡路では南あわじ市津井(旧西淡町)の春日神社の的射の儀(まといのぎ)、但馬では平家の再興を願い101本の矢を射る香美町香住区御崎の平内神社の百手の儀式(ももてのぎしき)などが伝わっています。百手の儀式は、昭和46年頃は廃絶していましたが、復活した伝統行事です。

